

第6回千葉市空家等対策協議会 議事録

1. 日 時 平成31年3月20日（水） 午前10時～12時

2. 場 所 千葉市生涯学習センター3階 特別会議室

3. 出席者 （委員）

小林委員、齋藤委員、周藤委員、高橋委員、林委員、原口委員、
古田委員、松菌委員、宮下委員 （以上9名）

（事務局）

浜田建築部長、阿部住宅政策課長、湯川地域安全課長、
石川住宅政策課長補佐

4. 議 事

（1）平成30年度（2018年度）に実施した主な空家等対策について（報告事項）

（2）2019年度に実施予定の主な空家等対策について（報告事項）

（3）空家等活用・除却提案モデル事業の募集と審査について

5. 会議経過

石川住宅政策課長補佐（以下、住宅政策課長補佐）：

それでは、ただいまより第6回千葉市空家等対策協議会を開会いたします。委員の皆様方におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます、住宅政策課課長補佐の石川と申します。よろしくお願いいたします。

まず始めに、本日の協議会は、9名の委員の皆様のご出席を頂いております。千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する規則第3条第5項の規定により、委員10名の過半数に達しておりますので、ここに会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、議事の公開につきましては、「千葉市空家等対策協議会は公開すること」となっております。本日は3名の方に傍聴頂いております。

議事録につきましては、「会議後速やかに公開がなされること」となっておりますので、あらかじめご了承ください。

では、協議会の開催にあたり建築部長の浜田から委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

浜田建築部長（以下、建築部長）：

おはようございます。建築部長の浜田でございます。本日はお忙しい中、「千葉市空家等対策協議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より、本市の住宅行政にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、前回の協議会では、千葉市空家等対策計画策定に関する協議と関係団体と連携して対策を進めていくための協定締結について、ご検討いただきました。おかげさまで千葉市空家等対策計画については、昨年7月に策定・公表することができました。委員の皆様にはこの場をお借りしてお礼申し上げます。

また、昨年10月には、策定した空家等対策計画に基づき、関係7団体と「千葉市の空家等の有効活用及び適正管理の推進等に関する協定書」を締結し、1月には千葉市空家等対策推進協定連絡会（以下「連絡会」）を開催するなど、対策を推進していくための体制整備に取り組んでいるところでございます。

本日の協議会では、これまでの取組み状況や空家等対策に基づき、来年度に実施する予定の対策について、ご報告させていただき、今後の進め方や検討すべき施策など、ご意見をいただきたいと思います。

特に、来年度実施予定の「空家等活用・除却提案モデル事業」につきましては、空家や空家を除却した後の跡地を活用して地域交流の活性化や地域課題の解決につながる事業の提案を募集し、その実現に向けて市が支援を行うことを考えておりますので、提案の募集方法や審査基準等について、みなさまの豊富な知識やご経験をもとに、ご意見をいただけますようお願いいたします。

最後に、本日の協議会が実りの多いものになることを期待いたしまして、私からの挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

住宅政策課長補佐： 次に、本日の資料のご確認をお願いいたします。

【配布資料の確認】

以後の議事進行につきましては、会長にお引き継ぎいたしますが、先に1点お願いがございます。議事録作成のため、録音をしております関係で、ご発言いただく際は事務局がお渡しするマイクを使用させていただきますようお願いいたします。

それでは、小林会長、よろしくお願いいたします。

小林会長： おはようございます。建築部長からの挨拶にありましたように、今回は来年度の対策が議題になっています。それでは早速始めさせていただきます。

議題1の「平成30年度（2018年度）に実施した主な空家等対策（報告事項）」について、事務局より説明をお願いします。

阿部住宅政策課長（以下、住宅政策課長）：

【資料3を用いて説明（説明箇所：1～3、5）】

湯川地域安全課長（以下、地域安全課長）：

【資料3を用いて説明（説明箇所：4）】

小林会長： ありがとうございます。議題1の内容は、来年度の事業と関わりが深いので、議題3の空家等活用・除却提案モデル事業（以下、「モデル事業」）に関する内容は別として、議題2の「2019年度に実施予定の主な空家等対策（報告事項）」についても説明をしていただいて、まとめて議論したいと思います。事務局より説明をお願いします。

住宅政策課長： 【資料4を用いて説明】

小林会長： ありがとうございます。それでは、2018年度の報告について、ご質問ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

林委員： 資料3の略式代執行については、新聞にも記載されており、良かったなと思います。しかし、除去前の状態が何年続いたかわかりませんが、略式代執行されるまでの間、ご近所の方は不安だったと思います。法的な対応が難しいことは承知しておりますが、地域安全の観点から、もっと進めていただきたいと思います。

また、今後出てくる案件の中には、空家の所有者ご本人が既に行方不明の案件もあると思います。その際、関係者の意向も汲める様な方策を検討されたら良いのではないのでしょうか。

この2点を意見として述べさせていただきます。

小林会長： 最初のご意見は、解決にかかる時間が長いと地域社会は不安に思うので、その対応をお願いしたいということですが、いかがでしょうか。

地域安全課長： 林委員のおっしゃるとおり、結果的に時間がかかったことは反省すべき点だと考えております。今回の略式代執行は、平成27年度の空家家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家法」）の全面施行により、実施可能となったものです。実施までに時間がかかった一番の要因は、時間の経過と共に増えてしまった所有者への対応でしたので、今後は出来る限りスピード感を持って対応していきたいと考えております。現在、緊急性が高く、除却の必要があるものについては区役所と相談しながら選定しておりますので、優先順位をつけながら計画的に対応していきたいと考えております。

2点目のご意見は、地域住民が活用できる制度があればという意味でしょうか。

林委員： 所有者や関係者が複数いる場合、所有者や関係者の意向をそれぞれ把握する必要があるのではないかという意味です。

地域安全課長： 鶉の森の例では、関係者それぞれにアプローチしましたが、相手方から回答がない、あるいは肯定的な回答を頂けない状況でした。何度もお会いしているのですが、上手く進まないのが実情です。

小林会長： 特定空家については、今後スピード感を持って実施するとの回答でしたが、資料3の実績の表では、特定空家等124件のうち解決まで至ったものが11

件となっております、解決が進んでいないように見えます。これはどのように理解すればよろしいでしょうか。

地域安全課長： 私有の財産ですので、まずは権利者の方に対応していただくのが基本となります。対応されないものについては、行政側で対応しますが、予算的な問題もあり、このような状況になっております。例えば、今回の除却では、五十数万円の費用がかかっており、相手方にも請求していますが、現時点で回収できていません。全国的にも、かかった費用の1割も回収できていない状況であり、解決に向けては費用の回収についても併せて考えていかないといけない状況です。

小林会長： 略式代執行の費用は所有者に請求できるということですが、所有者が多数である場合、どのように請求するのでしょうか。

地域安全課長： 連帯債務ということで、除却にかかった費用全額を、各所有者に請求しております。

小林会長： 費用を人数で割って請求するということでしょうか。

地域安全課長： 連帯債務ですので、人数分で割るのではなく、かかった費用全額をそれぞれに請求しております。

古田委員： 50万を全員に請求しているということですね。わかりました。

松藺委員： 特定空家等124件の内、改善したのが11件で未改善のものが113件ということですね。先ほど、所有者が多いという話がありましたが、所有者の方について、お住まいが千葉市内と市外のどちらが多かったなど、状況はわかりますでしょうか。

地域安全課長： 所有者が市内在住者かどうかは、資料を持ち合わせていないので、この場ではご回答できません。所有者が不明かどうかは、未改善の特定空家113件のうち、所有者が不明なものが19件あり、全体の2割程度が所有者不明という状況でございます。

小林会長： この件について、何かご意見ある方いらっしゃいませんか。

林委員： 平成27年5月に空家法が施行されたというお話でしたが、受付件数の524件は、それ以外も含めた総数という意味ですか。

地域安全課長： 千葉市では平成27年より前から、条例を作って対策を実施していますが、524件は空家法に基づいた受付件数となります。

前年度までに受け付け、対応が終了していないものに新年度に新たに受け付けた件数を上乗せさせていくイメージです。

林委員： もう少しわかりやすい表にいただければと思います。

小林会長： 発生時点がわかるようにクロス集計していただければと思います。

地域安全課長： わかりました。

小林会長： 他に何かご意見ありますでしょうか。

古田委員： 気になるのは所有者不明な特定空家等です。今後、略式代執行するものについては、所在がわかっている方には請求をし、応じてもらえない場合や、所在が不明な場合は財産管理人を専任し処分することになると思います。先ほど、所有者不明の特定空家等が19件とありましたが、そのままにするわけにはいきませんので、色々な事情があろうかと思いますが、積極的に取り組んでいただければと思います。

小林会長： これもご要望ということで、よろしく願いいたします。

未改善113件の中には、いわゆるマイナス資産とプラス資産というものがあるはずですが。マイナス資産とは、建物を解体して費用を回収すると、土地の売却費よりも解体費の方が高くなってしまふものと呼ばれます。マイナス資産については、千葉市が代執行をすると千葉市が赤字になってしまうので、確かに慎重にならざるを得ません。一方、プラス資産は、土地を売却すれば、解体費用を回収できる可能性が高いので、積極的に実施していただきたいと思います。マイナス資産とプラス資産を区分けして取り組んでいくとよろしいのではないのでしょうか。

他には、いかがでしょうか。

高橋委員： 10月に実施した略式代執行は、業界団体としても評価しております。一方、実際に一件の空家を解消させるため、流通に乗せるには最低でも半年、長いものでは2年以上もかけて進めているのが実情です。空家対策については、行政の方もご尽力いただいていると思いますが、権利関係の整理から流通に乗せるまでのやり方は、民間も参考にさせていただきたいと思います。業界団体を通してアドバイスをさせていただき、少しでもスピードアップできる方策を双方で考えていければと思っております。

小林会長： 是非民間の方法も活用していただければと思います。

関係者が多くて手間がかかるのは、国の法制度によるもので、千葉市だけでは解決できない部分もあります。例えば、固定資産税を払う方がいる場合、その方を所有者と認めるような取扱いができないかなど、国へ要望していただくのが良いかと思えます。

それでは、すまいのリユースネット（以下、「リユースネット」）やリーフレットの配布についてはいかがでしょうか。特にリユースネットは5月から始まるということですが、ご意見ありますでしょうか。

古田委員： リユースネットですが、相続登記が終わっていない場合でも、登録ができるのでしょうか。また、現在、物件の登録申請希望が数件、利用者の登録申請希望が十数件ということでしたが、何を見てリユースネットのことを知ったのか、教えていただきたいと思えます。

住宅政策課長： 相続登記未登記の取り扱いですが、相続登記できる見込みがあれば、な

るべく登録できるようにしたいと考えておりますが、権利者が多い場合は売買契約や賃貸借契約が難しいので、権利者が少なくかつ概ね見込みがついたものを司法書士会様や弁護士会様にご相談させていただき、登録の判断をしたいと考えております。2点目のリユースネットを知る手段につきましては、市政日より、ホームページ、ツイッター、各団体のご協力のもと配布したリーフレットなどがあります。

小林会長： 他いかがでしょうか。私から意見なのですが、参考資料1の住宅の登録要件として、媒介契約を締結していないものとあります。これは、不動産会社に掲載されているものは、リユースネットに登録できないということになります。他の自治体ではこの要件をやめて、不動産会社で掲載されていても登録可能としているところもありますので、今後の課題としてご検討いただければと思います。

住宅政策課長： この要件は、不動産会社で流通させようとしているものを行政側でも取り扱おうと、業界の方に影響を及ぼすと考え入れたものです。もし、影響がないということが分かれば、この要件をやめる検討も可能と考えています。

小林会長： 今後の課題として検討いただければと思います。

周藤委員： 今の話をもう少し厳密にいうと、宅地建物取引業法の媒介契約は3種類あり、3種類のうちの、専任媒介や専属専任媒介契約は他に重ねて仲介を依頼できません。一方、一般媒介契約の場合は、他に仲介を依頼しても構いませんので、一般媒介契約のものは、リユースネットに登録しても宅建業法違反にはなりません。つまり、リユースネットに媒介契約しているものを登録できるようにするのであれば、専任媒介や専属専任媒介契約をしていないものという表現をすれば、より正確になると思います。

小林会長： 例えば、アットホームでは専任媒介契約のものも情報提供していますが、リユースネットも媒介契約の仕組みではなく、アットホームなどと同じ情報提供の仕組みという理解でよろしいですか。つまり、専任媒介契約のものでもリユースネットで情報提供でき、契約する際は、専任媒介契約している不動産会社に仲介してもらうという仕組みでよろしいでしょうか。

住宅政策課長： 現状は、媒介契約の種類に関わらず、媒介契約されている物件は一切登録できない仕組みとしております。それは、マッチング後に契約できる段階になった時は、制度に協力いただいている不動産団体に依頼し、その会員に不動産取引の仲介をってもらう仕組みを考えているからです。

小林会長： わかりました。専任媒介や専属専任媒介契約だと契約段階で不動産団体の会員が仲介できないので現在の仕組みにそぐわないということでしたが、媒介契約に関する要件を変えることは可能ですよね。

住宅政策課長： 可能だと思います。

小林会長： それを含めての検討をしていただければと思います。

松藺委員： リユースネットの仕組みができたことは大変喜ばしいことだと思うのですが、マッチングはどのようにやっていくのでしょうか。例えば、市の事業に貸しても良いという物件が出てきた時など、所有者と利用者をどのようにマッチングしていくのでしょうか。

住宅政策課長： そこは、スキルが必要になりますが、利用希望者の意図を把握し、その要求に応えられる物件の所有者とも事前に相談させていただいた上で、双方が話す場を設けさせていただきたいと考えております。

松藺委員： そのマッチングは市の職員の方がするというのでしょうか。

住宅政策課長： 千葉市住宅供給公社（以下、「公社」）にリユースネットの運営を委託し、公社の職員でマッチングをお願いする予定です。もし、公社の職員だけでマッチングが難しいということであれば、業界団体など色々な方からお力を借りるなどして、円滑に制度が運用できるシステムを構築したいと考えております。これから実施していきますので、円滑な運用ができるよう検討を重ねながら進めていきたいと考えております。

松藺委員： 世田谷区や横浜市ではNPO法人が間に入ってマッチングをしていますが、物件が出てきてもマッチングが一番大変と聞いております。リノベーションや活用方法を考えるには、金銭面だけに留まらず様々な面でエージェントを必要とするのではないかと思います。マッチングが円滑に行われないと登録したが、そのままということになりかねないと思っております。

住宅政策課長： マッチングが重要で大変な部分であることは理解しております。世田谷区の場合も登録物件を上回る利用申込があり、個別に利用申込者のヒアリングするのも大変と聞いております。市としても空家の活用事例がないので、後ほど説明しますが、モデル事業という形で、いくつか実際に空家を活用してみて、どういった市のサポートが必要か、どういう団体の方に支援をお願いしないといけないのかなどを探りながら進めていきたいと考えております。

小林会長： いかがでしょうか。事例からですと、不動産会社が丁寧な対応をして売買・賃貸をするルートが一般的ですので、空家バンクに登録して掲載する動機付けが極めて乏しく、どの自治体の空家バンクも登録が少ないです。登録の多い自治体は、その地域に不動産事業が展開されていないなど、非常に限られています。

そういった状況を踏まえ、媒介契約をしていても空家バンクに登録できる運用を始めた自治体もあります。また、登録するメリットを用意する工夫をしている自治体もあります。メリットとして改修費への補助が多いのですが、金額が大きくなります。そこで、私からの提案ですが、登録するメリットとして、ホームインスペクション、空家売買時の物件状況調査へ補助をしてみてもどう

でしょうか。ホームインスペクションであれば、金額も少なく済みますし、ホームインスペクションの普及にも役立つので、政策課題の解決にも合致するのではないかと思います。

リユースネットについては、5月に始めてみて、その後、課題としてご検討いただければと思います。

他いかがでしょうか。関係団体との連携について何かご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

周藤委員： 7団体と協定を締結したということですが、今後、参加したいという団体が出てきた場合に加わることはできるのでしょうか。

住宅政策課長： 今回は7団体と協定を締結させていただきましたが、今後、参加を希望する団体が出てくれば、協定を締結して参加いただく方向で考えております。

小林会長： 他いかがでしょうか。よろしければ、議題3「空家等活用・除却提案モデル事業の募集と審査について」に移りますがよろしいでしょうか。それでは事務局より説明をお願いします。

住宅政策課長： 【資料5を用いて説明】

小林会長： いかがでしょうか。ご意見いただければと思います。では、私から質問ですが、要件の「地域の自治組織の協力が得られる見込みがあること」という部分ですが、応募時点では特に自治会と協定書など締結していなくて、採用が決まった後、自治会と相談し、協力が得られるということになったら、補助金が支給されるという形を想定されているのでしょうか。

住宅政策課長： 自治会と協定を締結してから応募するには期間が足りないと思っております。まずは自治会にお声掛けしていただき、自治会も前向きに検討してもらえるものを採択し、実際の事業に入るまでには当然、協定などにより自治会との役割分担などを整理してもらい申請することを考えております。

小林会長： そういう意味では2段階の審査になるということですね。

もう一点質問ですが、「10年間以上、継続して事業を実施する意思があること」とありますが、これはどのように解釈したらよろしいでしょうか。10年以上の実施を一般のNPO法人が確約するのは難しいと思うのですが。

住宅政策課長： 現実的に10年以上の継続実施を確約するのは厳しいと思います。10年程度の中長期で事業展開をする意思があるものを採択していきませんが、少なくとも3年から5年以上は続けられる経営が安定する見込みが持てるものについて、採択を考えております。

小林会長： 10年の事業計画を出すというイメージでよろしいでしょうか。

住宅政策課長： 10年の事業計画のスキームを出していただき、3年目から5年目くらいから事業が軌道になるような計画で提出していただければと思っております。

小林会長： 途中の5年目で事業が頓挫した場合、補助金の返還はあるのでしょうか。

住宅政策課長： 補助金の返還は要求したくないところですが、国の補助金も入っておりますので、国と相談しながらの対応になると考えております。

小林会長： わかりました。他いかがでしょうか。

宮下委員： 募集は今年だけでしょうか。今後も続けていくものでしょうか。

住宅政策課長： 続けていきたいと思っております。モデル事業については、例えば、先ほど会長のご意見に合ったインспекションの補助が非常に有用とわかれば、モデル事業から恒常的な補助制度への移行も考えております。

宮下委員： 応募しようと思った場合に、期間が短すぎると感じます。もう少し期間があれば応募も増えるのではないかと思います。

住宅政策課長： 当然そのような危惧はあるのですが、この事業は単年度での実施となっております。そうすると、少なくとも9月頃には着工しないとリフォームが終わらないという事情もあり、タイトなスケジュールとなっております。

2年目以降につきましては、事前に周知ができると思っておりますので、準備期間に余裕があると思っておりますが、初年度は非常にタイトなスケジュールとなっておりますので、なるべくサポートして事業化にこぎつけたいと思っております。また、期間内に良い提案が出てこなければ、募集期間を延長するなど工夫はさせていただきますと考えております。

小林会長： 是非皆さんからも声をかけていただくとよろしいのではないのでしょうか。

他にいかがでしょうか。もう一点懸念がありまして、地域貢献型の空家活用モデル事業を世田谷区が実施しているのですが、応募があった物件の6割が建築基準法上の問題を抱えており、実施を見合わせているという状況がありました。建築基準法上の問題をどの程度まで厳密に追求するかによって、かなり採択の可能性がかわってきます。地域貢献型では古い家が対象になることが多いのですが、基本的には検査済証はないものが多いですし、そのあたりどのようにするかお考えはありますか。

住宅政策課長： 完全な違反建築物の採択はできませんが、実態違反がないものについては柔軟な対応をしたいと考えております。建築行政の立場もございまして、庁内調整を進めて、柔軟な対応をしていきたいと考えております。

小林会長： 既存不適格と言われているものは、用途が変わると今の基準に合わせなくてはいけないので、非常に使いにくくなります。用途変更にあたらぬという判断をしてもらえると進めやすいと考えております。どなたかが居住しながら住み開くということであれば住宅という判断ができますが、完全に空家でかつ100㎡を超えていると、不特定多数が入ってくるので住宅ではないという判断になり、その時点でほぼ建築基準法違反になります。最近では200㎡まで確認の申請がいらなくなりましたが、確認申請がいらぬというだけで、法律は守らぬといけぬので、そこは非常にネックになると思います。今後、運用

の仕方を整理してモデル事業が円滑に進むように検討していただければと思います。他いかがでしょうか。

齋藤委員： 跡地活用提案モデルですが、どういうものを想定されているのでしょうか。除却命令を受けた空家が対象になるということでしょうか。除却命令とセットになるのですか。

住宅政策課長： 隣接の空家を購入されるとか、リフォーム費用が高額だから除却する場合のことで、特定空家等との関連性は考えておりません。

齋藤委員： 空家を解体した跡地とありますが、特定空家等でなくても良いということですか。

住宅政策課長： はい。当然、特定空家等でも良いのですが、特にそこまで関連付けてはおりません。

松菌委員： 跡地活用モデルの条件の「跡地と一体で利用できる住宅のある隣接地等があること」というところで、隣接地は跡地の中心から半径500mにある住宅とありますが、地域の中にある空家を活用したいという意味ですか。

住宅政策課長： 想定は隣接地ですが、そのような案件ばかりではないだろうということで、斜めの隣接地や、一軒向こうの跡地であれば、隣接タイプとして捉えようということでございます。

松菌委員： 例えば、コミュニティ農園のようなものを考えているのでしょうか。

住宅政策課長： そうです。

松菌委員： 他の自治体ではこのような事例がありますなど、イラストのイメージのような形で、事例があった方が良くはないでしょうか。

例えば、自分の家の隣を子供達の公園にするようなイメージでいた時に、「地域交流の活性化、地域の課題解決」といわれると、自分達がやろうとしていることが、これに合致するのだろうかと考えてしまいますので、例があった方が良くと思います。

リユースネットの開始とモデル事業の募集は一緒の時期でしょうか。リユースネットの物件が使えるのであれば、応募してみようかとなりますが、「提案に活用する空家については、応募者自身でご用意していただく必要があります」と書いてあると、諦めてしまうように感じました。

住宅政策課長： 応募しやすい環境を整えるよう工夫していきたいと考えております。

小林会長： 応募の情報がホームページ上に載るのはいつごろを想定していますか。

住宅政策課長： 4月中旬を想定しています。4月の市政だよりも5月から事前の相談を受け付けますということを掲載しておりますので、4月中にはホームページ等に要件等掲載したいと考えております。

小林会長： 4月中ですね。その際に活用の事例が掲載されるのが良いかと思います。

住宅政策課長： 他都市事例を含めてご紹介できるよう進めていきたいと思っております。

小林会長： 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。モデル事業については皆さんからも声をかけていただければと思います。それでは全体を通してご意見ありますでしょうか。

なければ、事務局の方から事務連絡をお願いいたします。

住宅政策課長： 事務連絡をさせていただきます。本委員会の委嘱ですが、2年間ということでお願いしております。来年度の7月末で委員の改選となりますので、引き続き委嘱のお願いをしたいと考えております。但し1点、市の附属機関の女性委員の登用人数は、当初の30%以上とされていたものが、38%以上に変更になりましたので、各団体の方には女性委員の推薦に関しお願いに上がることとなりますのでよろしくをお願いいたします。また、モデル事業については、募集状況にもよりますが、2次審査のプレゼンテーションを行うため協議会を開催したいと考えております。審査のやり方についても事前にご相談させていただきながら進めたいと思いますのでご協力をお願いいたします。事務連絡は以上でございます。

小林会長： 以上で議題は全て終了しましたが、色々出たご意見を参考に来年度の事業を展開していただければと思います。

住宅政策課長： ありがとうございます。

小林会長： 他に何かありますか。

宮下委員： 空家等対策推進協定連絡会が一度開かれています、その進捗を教えてください。

住宅政策課長： 7団体の方にお集まりいただきまして、今後の事業展開についてご意見頂戴いたしました。まず、空家に関する相談の情報共有の方法についてですが、例えば宅建協会様に相談がきた後に、相続問題で司法書士会様に相談をお願いした場合など、相談結果がわからないと次の相談に乗りにくいので、結果のフィードバックをしてもらいたいというご意見がありました。このご意見については、相談結果の情報共有ができるよう、最終的には市にご報告いただき、当初相談を受けた団体様にも結果をお知らせするような仕組みを検討したいと思っています。

次に、来年度のセミナーの講師についてですが、各団体の皆様からご協力いただけるということで進めております。

また、空家相談のリーフレットについては、まずは各団体の窓口の電話番号と、どのような相談に乗れるかを記載した一覧表を作成について、ご了解を頂いている状況でございます。

最後に、千葉市空家等情報提供制度という名称では非常にわかりにくいというご意見いただきましたので、リユースネットという愛称をつけさせていただきました。今後も各関係団体の方のご意見いただきながら、使いやすい制度に

したいと思っております。以上でございます。

宮下委員： 連絡会ができましたので、その中で、提案もしていただきたいと思っております。例えば、学生など海外から来られる方がかなり増えていて、居住や学校など施設の用意に苦慮していますが、その対策に取り組んでいる女性がおります。また、重要文化財となった加曾利貝塚との組合せや後継者がいない民家の利活用するための対策などもあります。

もう少し空家に対しての視野を是非広くもっていただき、連絡会でも参考にしながら提案していただければと思っております。

小林会長： 空家の活用方法や活用提案を市のホームページで紹介するなど考えていくと良いと思います。そうすることで、こんな空家の活用方法もあるのかと市民の方に知ってもらえますし、有効だと思います。

他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

次年度からは、空家対策が都市局に一本化されるということですので、空家対策が進むことを期待しております。

以上で今回の協議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

住宅政策課長補佐： 以上で、第6回千葉市空家等対策協議会を閉会とさせていただきます。本日は長時間にわたり、活発なご協議をいただきまして、ありがとうございました。